

「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」の改正案について

令和 2 年 9 月
環境省自然環境局

1. 改正の趣旨

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）は、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとして政令で定める外来生物（以下「特定外来生物」という。）の飼養等を原則として禁止している（法第 4 条）。

ただし、例外として、法第 5 条第 1 項の主務大臣の許可を受けた場合等には、特定外来生物の飼養等を行うことができることとしており、当該許可の要件として、特定外来生物の性質に応じて主務省令で定める基準に適合する飼養等施設（以下「特定飼養等施設」という。）を有すること等の基準が設けられている（法第 5 条第 3 項から第 5 項まで）。その詳細については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号）に定めるほか、同規則第 5 条第 2 項、第 7 条及び第 8 条の規定に基づき主務大臣が定める次に掲げる告示において当該基準に係る細目等を定めている。

- ① 環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成 17 年環境省告示第 42 号。以下「環境省告示」という。）
- ② 環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成 17 年農林水産省・環境省告示第 4 号）

今般、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令」（平成 17 年政令 169 号）の一部を改正して、ハヤトゲフシアリ等を特定外来生物に指定した。これに伴い、これらの特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定めるため、上記①の環境省告示について、所要の改正を行う。

2. 改正の内容（別紙 1）

今般、新たに特定外来生物に指定した生物について、既に特定外来生物に指定されている同様の生態的特性を有する生物の事例を参考に、特定飼養等施設の基準の細目等を定める。

また、既に特定外来生物に指定されている一部の種（アリ類）について、数量の変更の届出が必要となる場合の例外として、学術研究を目的とした飼養等であって、一年ごとに数量の増減等について記載した報告書を環境大臣に提出する場合を定める。

3. 予定

令和 2 年 9 月 14 日～10 月 13 日 パブリックコメント実施

令和 2 年 10 月下旬 公布

令和 2 年 11 月 2 日（改正施行令の施行の日） 施行